

消費者教育の充実について

1. 新「葛飾区基本計画」（25年度～34年度）実施に向けて 夢と誇りあるふるさと、葛飾の実現にむけて

●再構築「消費者対策推進事業」

区民が自立した消費者として行動できるよう、消費者問題に取り組んでいる団体の活動を支援するとともに、消費者情報の提供、消費者講座等の学習機会の確保、消費生活相談の実施など、様々な取り組みを推進します。

2. 消費者教育の充実を図るために

①消費生活モニター事業の見直し

②高齢者の消費者教育

「消費者被害の未然、拡大防止を図るために、福祉部局・地域包括支援センター・民生委員・社会福祉協議会との連携強化」

③早期の消費者教育（小・中学生）

「早い段階から消費者問題を自覚し、健全な消費者意識を身につけてもらうために、教育委員会及び小・中学校や福祉部門との連携強化」